

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件

北海道国民年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

私は、昭和58年3月にA社に入社したが、入社前に同社の社長から、「健康保険はB国民健康保険に加入させてあげられるが、当社は社会保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険に加入できないため、その代わりとして、国民年金保険料の半額を負担するので自分で国民年金に加入してほしい。」と説明があった。

このため、私は、入社直前にC市D区役所で国民年金の加入手続を行い、当月分から国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿等により昭和56年8月に払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間に居住していたC市D区への住所変更手続は57年3月頃に行われたものと推認される上、申立人の国民年金被保険者台帳が同年6月にE社会保険事務所(当時)に移管されていることから、申立人は申立期間の国民年金保険料をC市で納付することが可能であった。

また、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち半額は、勤め先の会社が負担してくれたとしているため、当時の社長に聴取したところ、その社長は、入社当初から申立人の保険料の半額を負担していたと述べていること、ii) 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った当日又はその前後の日に、申立人の元義姉(申立人の兄の元妻)の手術のために申立人がその元義姉を車で送迎したとしており、その元義姉に聴取したところ、当該手術が昭和58年3月頃に行われたことがうかがえることから、申立人の国民年金に加入

することとなった経緯や状況などの説明は具体的で、その内容の信憑^{びよう}性は高い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに1万7,000円から1万8,000円を信用金庫で納付していたと説明しているところ、その金額は、当時の保険料額とほぼ一致している上、保険料の納付状況の説明にも不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月
② 昭和45年2月

申立期間①については、納付した国民年金保険料が還付され未納期間とされているが、私は還付金を受け取った記憶がない。

申立期間②については、現在所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の当該期間に「納入不要」の印が押されているので、国民年金保険料を納付していないが、納入不要期間ではなく未納期間とされている。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す印紙検認印が押された国民年金手帳を所持している。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及び当時申立人が居住していたA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、当該期間の保険料が納付されたことが確認できるところ、特殊台帳には、当該期間を含む昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料について、昭和44年度に還付処理が行われたこと、及び還付金額が記載されている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、昭和42年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①は本来、国民年金の強制加入対象期間であり、納付された保険料を還付すべき理由が見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和 45 年 3 月 3 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の再加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間②において、配偶者の被用者年金加入により国民年金の任意加入対象者であり、国民年金保険料を遡って納付することはできず、申立人が国民年金の再加入手続を行った時期が昭和 45 年 3 月 3 日であったことを踏まえると、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 44 年度印紙検認記録欄の 4 月から 2 月までの期間に「納入不要」の印が押されていることについては、不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和55年1月及び同年4月を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年11月及び同年12月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から59年12月11日まで
② 昭和60年12月2日から平成10年2月5日まで

申立期間①はA社(現在は、B社)、申立期間②はC社にそれぞれD作業員として勤務していたが、両社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額記録が相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、同期間のうち昭和55年1月及び同年4月に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としていること、及び当時の事務担

当者に照会したところ、「昭和 55 年頃は、まだ事務に不慣れな時期であったため数か月は同保険料を間違っただけで控除したかもしれない。」と供述しているもののこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、同期間のうち平成 7 年 11 月及び同年 12 月に係る標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が所在不明のため取締役等に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 11 月から 52 年 1 月までの期間、同年 4 月から同年 11 月までの期間、53 年 1 月から 54 年 12 月までの期間、56 年 1 月から同年 12 月までの期間、及び 58 年 1 月から同年 12 月までの期間については、
i) B 社は厚生年金保険料控除等を確認できる資料を保存していないと回答しており、申立人も給与支払明細書を保有していないことから、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、
ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)における標準報酬月額の記録を確認したものの、記載内容の不備及び遡及訂正等が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致していること、
iii) 同社が加入する E 業厚生年金基金の記録を確認したところ、当該期間の一部を含む 58 年 10 月 1 日から 59 年 12 月 11 日までの期間における申立人の厚生年金基金の報酬標準給与と被保険者原票における申立人の標準報酬月額の記録が一致していることが確認できること、
iv) このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和 52 年 2 月、同年 3 月、同年 12 月、55 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 12 月までの期間、57 年 1 月から同年 12 月までの

期間、及び59年1月から同年11月までの期間については、被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致するか、又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間②のうち、昭和60年12月から平成4年12月までの期間、及び9年1月から10年1月までの期間については、i) 事業主が所在不明のため取締役等に照会したものの回答を得られず、申立人も給料支払明細書を保有していないことから、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、ii) 申立人の被保険者原票における標準報酬月額の記録を確認したものの、記載内容の不備及び標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致していること、iii) このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

加えて、申立期間②のうち、平成5年1月から7年10月までの期間、及び8年1月から同年12月までの期間については、被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致するか、又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

昭和44年4月1日から平成元年12月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間については、勤務していたA社D営業所が、昭和48年5月1日付けで同社C支店から同社E支店へ管轄変更となった時期であるものの、同社同営業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA社D営業所の管轄支店が変更となり、これに伴う厚生年金保険の適用事業所が同社C支店から同社E支店へ変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録した

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年6月から19年5月までの申立人の標準報酬月額については、事後訂正の結果、16年6月から18年9月までは30万円、同年10月から19年5月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は16年6月から19年5月までは訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は当該期間について、訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準報酬月額を16年6月から17年8月までは28万円、同年9月から18年6月までは30万円、同年7月から19年5月までは34万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年11月から16年5月までの期間及び19年9月から20年6月までの期間の申立人の標準報酬月額については、15年11月から16年2月までは18万円、同年3月から同年5月までは28万円、19年9月から20年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成15年11月から16年5月までの期間及び19年9月から20年6月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から20年7月1日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法

に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年11月から16年2月までの期間は18万円、同年3月から17年8月までの期間は28万円、同年9月から18年6月までの期間は30万円、同年7月から19年5月までの期間及び同年9月から20年6月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めている上、当該期間のうち平成16年6月から19年5月までの期間の同保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前（平成15年11月から16年5月までの期間及び19年9月から20年6月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年6月から同年8月までについては、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と当該事業所から提出された源泉徴収簿等の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月1日から同年9月1日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後

の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成20年1月から同年6月までは19万円、同年7月及び同年8月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から同年9月1日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年1月から同年6月までの期間は19万円、同年7月及び8月は18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後

の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日を同年 3 月 1 日、同被保険者資格喪失日を同年 5 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 5 月まで

A 社における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。

しかし、昭和 52 年 1 月から同年 5 月途中まで A 社で勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、申立人が保管する給料支払明細書（昭和 52 年 4 月分及び同年 5 月分）により、申立人は A 社に勤務し、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は商業・法人登記簿謄本により平成 8 年 6 月 1 日に解散し、事業主も所在不明であることから確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保

険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 3 月及び同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 52 年 1 月、同年 2 月及び同年 5 月について、オンライン記録により、A社は同年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、前記のとおり平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、取締役であった者も所在が確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該期間当時の A 社における厚生年金保険の事務担当者は、「申立人が会社で勤務していたことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況など具体的なことについては記憶していない。会社では、入社してすぐに厚生年金保険に加入できなかったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該期間において A 社で厚生年金保険の加入記録があることが確認でき、生存及び所在が確認できた複数の同僚は、「申立人については、記憶にない。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いに係る供述を得ることができない。

加えて、申立人が保管する昭和 52 年 5 月分の給料支払明細書によると、基本給額が前月分の 20 パーセントに下がっており、また、申立人が「具体的な退職日については記憶がないが、昭和 52 年 5 月の途中で退職した。」と述べていることを踏まえると、申立人は、同年 5 月においては月末まで勤務していなかったものと考えられる。

その上、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年7月23日、同被保険者資格喪失日に係る記録を同年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月23日から同年12月16日まで

申立期間については、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者として記録されていない。

申立期間当時は、A社B支店から同社本社に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社本社に保管されていた退職金計算書の写し、申立人の退職に係る稟議書、申立内容に関する同社の回答及び複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年7月23日にA社B支店から同社本社に異動、同年12月16日に同社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月から同年9月までは、申立人のA社B支店における同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とし、同年10月及び同年11月は、申立人が名前を挙げた同年代の同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年

金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月29日は28万円、18年3月31日は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年3月31日

申立期間①及び②はA社に勤務し、賞与の支払いを受けていたが、標準賞与額の記録が確認できない。

私と同じ業務に従事し、同額の賞与を支給されていた当時の同僚が保管する両申立期間の賞与支払明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、両申立期間に係る市民税・県民税所得証明書（以下「所得証明書」という。）を保管しているので、両申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が保管する平成18年度所得証明書により、申立人が平成17年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額（27万261円）は、申立人のA社における申立期間①の標準賞与額を28万円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額（2万3円）及び健康保険料額（1万1,480円）、オンライン記録により確認できる16年12月から17年11月までの標準報酬月額（15万円）、17年3月の標準賞与額（5万2,000円）及び同年8月の標準賞与額（14万円）に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額（13万9,579円）及び健康保険料額（8万1,672円）、並びに所得証明書に記載された給与支払金額（219万5,020円）に、同僚が保

管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費 12 か月分（9万 6,000 円）を加えた額（229 万 1,020 円）に基づく同年の雇用保険料額（1 万 7,670 円）を合計した額（27 万 404 円）とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間①において、標準賞与額 28 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、当該同僚が保管する申立期間①の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払いを受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額（28 万円）に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が保管する平成 19 年度所得証明書により、申立人が平成 18 年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額（28 万 1,962 円）は、当該事業所における申立期間②の標準賞与額を 6 万 9,000 円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額（4,929 円）及び健康保険料額（3,253 円）、オンライン記録により確認できる 17 年 12 月から 18 年 3 月までの当該事業所における標準報酬月額（15 万円）、同年 4 月から同年 12 月までの他の事業所における厚生年金保険及び健康保険の被保険者期間に係る標準報酬月額（15 万円）、18 年 8 月の標準賞与額（17 万 5,000 円）、同年 10 月の標準賞与額（5 万 8,000 円）及び同年 12 月の標準賞与額（21 万 8,000 円）に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額（14 万 9,595 円）及び健康保険料額（10 万 5,243 円）、並びに所得証明書に記載された給与支払金額（225 万 4,712 円）に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費 12 か月分（8 万 9,600 円）を加えた額（234 万 4,312 円）に基づく同年の雇用保険料額（1 万 8,754 円）を合計した額（28 万 1,774 円）とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間②において、標準賞与額 6 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、当該同僚が保管する申立期間②の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払いを受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額（6 万 9,000 円）に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

- 3 事業主が申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成 17 年 12 月 29 日は 39 万 6,000 円、18 年 3 月 31 日は 6 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 29 日
② 平成 18 年 3 月 31 日

申立期間①及び②はA社に勤務し、賞与の支払いを受けていたが、標準賞与額の記録が確認できない。申立期間①については基本給の倍額である 39 万 6,000 円を、申立期間②については全ての従業員が一律 6 万 9,000 円をそれぞれ支給されていた。

当時の同僚が保管する両申立期間の賞与支払明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、両申立期間に係る市民税・県民税所得証明書（以下「所得証明書」という。）を保管しているので、両申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管する平成 18 年度所得証明書により、申立人が平成 17 年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額（39 万 3,373 円）は、申立人のA社における申立期間①の標準賞与額を 39 万 6,000 円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額（2 万 8,290 円）及び健康保険料額（1 万 6,236 円）、オンライン記録により確認できる 16 年 12 月から 17 年 11 月までの標準報酬月額（22 万円）、17 年 3 月の標準賞与額（5 万 2,000 円）及び同年 8 月の標準賞与額（21 万 6,000 円）に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額（20 万 3,769 円）及び健康保険料

額（11万9,228円）、並びに所得証明書に記載された給与支払金額（326万2,810円）に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費12か月分（9万6,000円）を加えた額（335万8,810円）に基づく同年の雇用保険料額（2万5,920円）を合計した額（39万3,443円）とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間①において、標準賞与額39万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、当該同僚が保管する申立期間①の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払いを受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額（39万6,000円）に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

2 申立期間②については、申立人が保管する平成19年度所得証明書により、申立人が平成18年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額（38万3,152円）は、当該事業所における申立期間②の標準賞与額を6万9,000円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額（4,929円）及び健康保険料額（3,253円）、オンライン記録により確認できる17年12月から18年3月までの当該事業所における標準報酬月額（22万円）、同年4月から同年12月までの他の事業所における厚生年金保険及び健康保険の被保険者期間に係る標準報酬月額（22万円）、18年8月の標準賞与額（23万7,000円）、同年10月の標準賞与額（5万8,000円）及び同年12月の標準賞与額（29万7,000円）に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額（21万5,760円）及び健康保険料額（13万2,512円）、並びに所得証明書に記載された給与支払金額（326万5,950円）に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費12か月分（8万9,600円）を加えた額（335万5,550円）に基づく同年の雇用保険料額（2万6,844円）を合計した額（38万2,874円）とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間②において、標準賞与額6万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、当該同僚が保管する申立期間②の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払いを受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額（6万9,000円）に相当する賞与の支払いを受けていたことが認められる。

3 事業主が申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られない上、これを

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月29日は28万円、18年3月31日は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年3月31日

保管しているA社の賞与支払明細書によれば、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、いずれも標準賞与額の記録が確認できない。

両申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の賞与支払明細書により、申立人が、申立期間①及び②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与支払明細書に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については28万円、申立期間②については6万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

申立てどおりの賞与に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 3600

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年4月は20万円、同年5月から同年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から同年10月1日まで

申立期間はA社に勤務しており、年金記録によれば、申立期間の標準報酬月額は15万円と記録されているが、保管している給料明細書に記載された厚生年金保険料は、標準報酬月額に見合う額よりも高額である。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち平成12年4月については、申立人が保管する給料明細書により、申立人が事業主により源泉控除されていたことが確認できる厚生年金保険料額（2万6,025円）に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録で確認できる申立期間の標準報酬月額（15万円）より高額であるものの、この一方で、事業主により支払われていたことが確認できる報酬月額（19万7,370円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額である。

また、申立期間のうち平成 12 年 5 月から同年 9 月までの期間については、申立人が保管する給料明細書により、申立人が申立期間において事業主により支払われていたことが確認できる報酬月額（29 万 6,250 円）に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録で確認できる申立期間の標準報酬月額（15 万円）より高額である上、事業主により源泉控除されていたことが確認できる厚生年金保険料額（2 万 6,025 円）に見合う標準報酬月額（30 万円）も報酬月額に見合う標準報酬月額と合致している。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成 12 年 4 月は 20 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る報酬月額の届出を誤った。」と回答している上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、事業主が、申立人の申立期間に係る報酬月額を 15 万円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

A社には、平成18年3月31日まで勤務したが、同年3月の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主から提出された申立人に係る勤務記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出及び申立期間に係る同保険料の控除について、「申立人は、平成18年3月31日まで勤務していたことから、厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年4月1日と届け出るところを誤って同年3月31日と届けてしまった。また、賃金台帳を確認したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び平成18年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②のうち、昭和45年11月24日から同年12月22日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年11月24日、同喪失日は同年12月22日であると認められることから、当該期間における同取得日及び同喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

さらに、申立期間②のうち、昭和45年12月22日から46年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者喪失日の記録を昭和46年1月21日に訂正し、45年12月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和45年11月24日から46年1月21日まで

年金記録を確認したところ、B社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額の記録が、給与明細書における給与支給額よりも低額となっていることから、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当時は、B社が子会社として設立したA社に移籍した時期であるが、勤務は継続しており、当該期

間の厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録、申立人が保管する健康保険被保険者証及び給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務していたものと認められるが、オンライン記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和45年11月24日から同年12月22日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、同年11月24日に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立人を含めて178人が、同日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、翌月の12月22日には、社会保険事務所が、同社における被保険者全員の資格取得の記録を取り消していることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本により、A社は昭和54年12月2日に解散していることが確認でき、申立期間②当時の代表取締役二人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「A社はB社の子会社のような存在であったので、従業員の社会保険については、同社において継続して加入していたと思っていたが、関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と供述している。

さらに、A社は、当該取消処理前の記録、及び商業登記簿において法人格

を有していることが確認できることから、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得の取消処理を遡及して行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 45 年 12 月 22 日に厚生年金保険被保険者の資格取得を取り消す処理を行ったことは有効なものとは認められないことから、申立人の同資格取得日は、取消処理前の取得日である同年 11 月 24 日、同資格喪失日は同年 12 月 22 日であると認められる。

また、昭和 45 年 11 月の標準報酬月額については、上記の資格取得の取消処理前の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、昭和 45 年 12 月 22 日から 46 年 1 月 21 日までの期間については、申立人は、「親会社の B 社の倒産後、A 社の経営状況も悪くなったものの、46 年 1 月の給与は支給され、厚生年金保険料も給与から控除されていた。しかし、当該給与が最後の支給であった。」と供述しているところ、申立人が保管する 46 年 1 月分（昭和 45 年 12 月 21 日から 46 年 1 月 20 日まで）の給料支払明細書により、申立人は、上記の資格取得の記録が取り消された後も、同社から給与の支給を受け、当該給与から標準報酬月額（6 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記の代表取締役は、「昭和 45 年 12 月に B 社が倒産した後、A 社の従業員も約 90 人と半減した。」と供述しているところ、A 社は、商業・法人登記簿謄本により、申立期間②において法人格を有していることが確認できるとともに、雇用保険被保険者記録により、同社における厚生年金保険被保険者資格を取り消された上記 178 人のうち、申立期間②前に B 社における同被保険者資格を取得している者 23 人の被保険者記録について抽出調査したところ、申立人を含めて 5 人の離職日が昭和 46 年 1 月 20 日以降であることが確認できることから、同社は、同日において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 45 年 12 月 22 日から 46 年 1 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記 1 のとおり、特例法の規定に基づき、申立人が保管する昭和 46 年 1 月分の給料明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 12 月の厚生年金

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における標準賞与額に係る記録を申立期間①は17万3,000円、申立期間②は13万8,000円、申立期間③は27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月24日
② 平成18年4月10日
③ 平成18年8月11日

申立期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、これら賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書があるので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳及び賞与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は17万3,000円、申立期間②は13万8,000円、申立期間③は27万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念したとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①、②及び③に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から 49 年 12 月まで
② 昭和 50 年 7 月 31 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、B社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②については、昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 8 月 1 日までA社が経営するC店に正社員として勤務したが、このうち申立期間②が厚生年金保険に未加入となっている。両申立期間はD職として勤務し、一緒に勤務した同僚の名前も覚えているので、両申立期間について、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及びオンライン記録により申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた 15 人の計 18 人に照会し、10 人から回答が得られ、そのうち、当該事業所で事務を担当していた同僚は、「正社員のみが厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、他の二人が「申立人はE職として採用されており、正社員であった。」と供述している。

さらに、上記の 10 人のうち 8 人について、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 51 年 8 月 31 日まで、

又は、自身が当該事業所において勤務していたと供述している期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和50年7月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年7月から51年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間①において、B社にD職として勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、オンライン記録により昭和54年12月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の代表者に照会したものの回答が得られなかったことから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げ、生存及び所在が確認できた同僚3人及びオンライン記録により申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた15人の計18人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、全員が「申立人に記憶がない。」と供述していることから、申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

さらに、上記の5人のうち2人が、「当時、D職を厚生年金保険に加入させておらず、幹部職員のみが同保険に加入していた。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間①において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年8月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月20日から同年10月1日まで
② 昭和52年7月21日から同年9月1日まで
③ 平成2年4月21日から同年5月1日まで

申立期間①については、勤務していたC社D支店が独立して、A社となり、昭和35年8月分の給与はC社から、同年9月分及び同年10月分の給与はA社からそれぞれ支給されたが、いずれも給与から厚生年金保険料は控除されていた。

申立期間②については、勤務していたE社がコスト削減のため新たにF社を設立した時に、業務遂行のため私が取締役就任したが、昭和52年7月分及び同年8月分の給与からそれぞれ厚生年金保険料は控除されていた。

申立期間③については、平成2年4月30日までG社に勤務し、同年同月分の給与は同社から支給され、給与から厚生年金保険料は控除されていた。

各申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の人事記録（写し）、及び申立人の同僚から提出された給与明細書（写し）（昭和35年7月から同年10月まで）から、申立人が、申立期間①において継続して

A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、適用事業所名簿によると、C社D支店は昭和35年8月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、商業・法人登記簿謄本によれば、A社が、C社D支店の所在地に本店住所を移転したのが同日であったことを踏まえると、申立事業所は、同日まではC社D支店であり、同日以降はA社であったと考えることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間①については適用事業所としての記録が無い。しかし、商業・法人登記簿謄本によると、同社は申立期間①において法人事業所であったことが確認できる上、同社において厚生年金保険被保険者であった者の供述からも、同社が常時5人以上の従業員を使用する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める同保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所でありながら社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年8月及び同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②当時勤務していたE社がコスト削減のため新たにF社を設立した時に、同社の取締役として就任したが、両社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料は控除されていた。」と主張し、同僚の一人は、「申立人は両社に継続して勤務していた。」と供述している。

しかしながら、F社は、オンライン記録により平成13年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年同月20日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、当該事業所で申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚17人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人のE社に係る雇用保険の被保険者記録によると、昭和49年9月2日に資格を取得し、52年7月20日に離職していることが確認でき、こ

の記録はオンライン記録と一致している上、期間は確認できないものの、離職後に失業給付を受給していた記録が確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「平成2年4月30日までG社に勤務し、同年同月分の給与は同社から支給され、給与から厚生年金保険料は控除されていた。」と主張している。

しかしながら、G社は、「当社の給与の締め日は20日であるため、申立人の退職日は20日で間違いない。申立人は、当時当社の常務取締役であり、総務・経理を担当していたので、そのことは分かっているはずである。」と回答している。

また、申立人のG社に係る雇用保険の被保険者記録によると、昭和60年6月11日に資格を取得し、平成2年4月20日に離職していることが確認でき、この記録はオンライン記録と合致している上、商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役を同日に辞任していることが確認できる。

- 4 申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月25日から同年5月1日まで

昭和31年4月1日から平成7年5月31日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では、C支店からB支店に転勤した時の記録が1か月分欠落しているため、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録、A健康保険組合が保管している被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和32年4月25日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管している申立人に係るA社B支店の厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日が昭和32年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る32年4月の厚生年金保険料について納入の告知

を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

昭和43年9月11日から平成10年7月31日までの期間、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた。申立期間は同社B工場から同社本社への転勤時に当たるが、厚生年金保険被保険者資格の記録が1か月欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書（写し）、雇用保険の被保険者記録及び同社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和60年4月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる資料を既に廃棄しているため提出できないが、事務手続上は控除保険料に会社負担分を合算した金額と納入告知書の金額が合致することを確認しているため、厚生年金保険料を納付していると考えている。」としているものの、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）によると、申立人の同資格喪失日が昭和60年

3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

昭和53年頃、自宅にA市B区役所の職員と思われる40歳代ぐらいの男性が来て、「あなたの国民年金保険料が未納になっている。今は特例として納めることができるので、銀行か郵便局で支払ってください。」と国民年金保険料の納付書を置いて行った。

私は、私の母親から資金を借り、C銀行(当時)で期限内に国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和53年頃、自宅に来たA市B区役所の職員から受け取った納付書により、C銀行で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、55年7月15日頃に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料は、時効のため納付できないものである。

また、申立人が所持しているD社会保険事務所(当時)発行の国民年金保険料納付書・領収証書により、昭和53年度の保険料を昭和55年12月29日に納付し、54年度の保険料を56年7月31日に納付していることが確認できることから、申立人が遡って納付した保険料は、53年度及び54年度の保険料であったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月

私の国民年金の加入手続は、私の母親が、昭和62年4月頃にA市B区役所で行い、それ以降、私の母親が私の国民年金保険料を納付してくれた。

納付記録照会により、国民年金保険料の未納期間が1か月あることを知ったが、私の母親が真面目に納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立ての国民年金被保険者資格期間は平成12年7月6日に追加されたことが確認できるところ、i) A市における申立人の平成7年度の被保険者名簿により、申立期間は未加入期間となっていること、ii) 申立人の国民年金に係る手続を行ってくれたとする申立人の母親は、7年11月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続を行った記憶がないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人自身は、国民年金に関する手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親から、申立期間の保険料の納付に係る具体的な説明が無く、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

北海道国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年8月まで

私は、昭和32年7月にA事業所で見習修行を終えて自宅に戻り、その後、36年4月の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、37年8月に婚姻するまで国民年金保険料を納付していたはずである。

私の所持する年金手帳の記号番号が途中から変わっており、私の記録が無くなったのではないかと思うので、申立期間が国民年金の未加入期間で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は、その記載事項により婚姻後の昭和42年2月9日に発行されていたことが確認できることから、当該手帳に記載された資格取得年月日(昭和40年4月16日)は、その時点で記載されたものと推認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の夫が厚生年金被保険者資格喪失した41年3月以降に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推測され、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認できる。

また、申立人は、申立人が所持する初めて交付を受けた国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号が、昭和46年4月1日に発行された手帳では(*)となっており、途中から番号が変更されているので以前の納付記録が無くなったのではないかと主張するところ、同手帳記号番号(*)は、既に別人に払い出されていることが確認できる上、申立人の年金手帳記号番号は当初から(*)で管理されていることから、申立人に国民年金手帳が交付された際、その番号をナンバーリングで押印したときに、数字の*がかすれて*に見えるようになったものと推測される。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年7月までの期間及び8年2月から9年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年7月まで
② 平成8年2月から9年11月まで

私の兄が病気になり、障害年金の受給者になったことから、私の両親が私の将来を心配し、母親が私の国民年金の再加入手続をA市B区役所で行ってくれ、保険料については、父親がC銀行の父親名義の口座から納付してくれていたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の再加入手続を行ってくれたはずであると述べているが、申立人の母親は既に死亡しており、その状況を聴取することができないほか、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当時の再加入手続の状況が確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金被保険者資格は、全て平成11年4月8日に追加で記録されていることが確認でき、その時点では、申立期間①及び申立期間②のうち8年2月から9年2月までの国民年金保険料は時効により納付できないほか、申立期間中、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、当該資格記録が追加処理された平成11年4月8日の時点では、9年3月から同年11月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間②の保険料を父親名義の預金口座から口座振替で納付していたとしているところ、申立人の保険料納付の口座振替が開

始されたのは14年8月であり、かつ口座振替で過年度保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から同年11月まで

申立期間においてA社にB業務員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社及び退社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、A社にB業務員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、昭和34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会したものの、「当時の資料は保存されていないため、申立人の勤務実態及び会社の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚16人に照会し、回答が得られた9人のうち自身の入社時期を記憶していた6人について、同保険の被保険者資格の取得時期を確認したところ、このうち5人は、自身が記憶している入社日から約10か月から3年後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該5人のうち2人が当時の同保険の適用について記憶していたところ、このうち一人は、「社会保険については、私を含め入社と同時に加入していない者がいた。」としており、また、他の一人は、「当時、人の入れ替わりが激しく、職種に関係なく

試用期間があったので、会社では厚生年金保険にすぐには加入させなかったのではないかと思う。加入するまでの間は、同保険料を控除されていなかった。」と供述している。

以上のことを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っておらず、事業主が何らかの基準により従業員ごとに同保険の加入の判断を行っていたものと考えられる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3609 (事案 1475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 19 日まで

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、平成 5 年 8 月及び同年 9 月については 26 万円に、同年 10 月から 6 年 9 月までの期間については 30 万円にそれぞれ遡及して減額訂正されているが、これらの訂正については、自分の意思によるものではないので、年金記録を訂正してほしいとして申し立てたが、第三者委員会から、年金記録の訂正は不要との通知をもらった。

しかしながら、申立期間当時の報酬額は月額 70 万円程度であったと思うので、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を、実態に即した記録へと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の商業・法人登記簿謄本により、申立人が申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できること、ii) オンライン記録によると、同社において標準報酬月額の減額訂正が行われているのは、申立人のみであること、iii) 申立人は、申立期間における同社の代表者印の管理について、申立期間のうち平成 6 年 9 月の体調を悪化させていた時期を含め、自らが管理を行っていたと供述していること、iv) 同社の取締役であった一人は、同社における役員報酬の決定方法について、役員会で決議することなく、申立人が決定していたと供述していること、v) 申立人は、自身の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることについて、社会保険事務所(当時)の職員が訪問調査した際、同職員が質疑応答書に「社会保険事務所職員の指示により自身の標準報酬月額を下げ、保険料に充てたと思われる。」と記載したことに対し、当該記載内容について相違が無い旨同意しているが、

その具体的根拠が無いこと、vi) 申立人の標準報酬月額の特減処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難いこと、vii) 会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「平成6年9月から同年10月頃においては、体調を崩して入退院を繰り返し、資金移動を行うことができない状態であったことから、同年8月及び同年9月の社会保険料を滞納した結果、社会保険事務所職員の指示により、自身の標準報酬月額を訂正し、滞納保険料に充当したと思っていたが、当時、何とか資金を集めて、35万円程度の社会保険料を支払ったことを思い出したことから、社会保険料の滞納は解消されていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人が納付したとする社会保険料額は、仮に、申立人の当初の主張どおり、A社が平成6年8月及び同年9月の社会保険料を滞納し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡及減額訂正したことにより生じた保険料額を滞納保険料額に充当していた場合であっても、滞納保険料額としては27万4,830円残ることから、35万円納付したとする保険料額は滞納保険料の残額であった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、今回の再申立に当たり「労働保険料を滞納し、雇用保険の受給に影響が出ていたことから、滞納保険料の支払い方法等を相談するために自らハローワークに行き、話し合いを行った。」と供述していることから、社会保険料の滞納状況についてのみ認識が無かったとは考え難い。

さらに、申立期間当時の社会保険事務及び給与計算事務担当者に対し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の特減訂正について再度照会したところ、同担当者は「社会保険事務所に対する届出については、申立人の指示に基づき各種の届出書を作成し、申立人の決裁を受けて、事業所代表者印を押してもらおうという一連の流れがあったことから、これらについて、私が独自で行うことはなかった。」と供述していることから判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の特減訂正が、申立人の一切の関与がないままに行われたものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3610（事案 1464 及び 2954 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 27 日から 31 年 11 月 1 日まで

A社B事業所に昭和 28 年 3 月 22 日から 31 年 10 月末まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知を受け、その後、当時の同僚二人の名前を思い出したので再度申し立てたところ、二人の同僚が申立人と一緒に勤務したことがあるとしているものの、その期間の特定ができないとの理由で第三者委員会から認められないとの通知を受けた。2 度目の通知を受けた後、二人の同僚から「退職した時期がはっきりした。」との証言をもらったので、再度調査をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が A 社 B 事業所で一緒に勤務していたとする 3 人の供述からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) オンライン記録により、申立期間前後において同社の厚生年金保険被保険者であり、当委員会の照会に対して回答が得られた 9 人のいずれの者からも、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかったこと、iii) オンライン記録により、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できないこと、iv) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時の同僚二人の名前を思い出したことにより、再申立てを行ったが、i) 当該同僚二人は、申立人と一緒に勤務したことがあるとしているものの、その期間の特定ができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す具体的な供述及び関係資料の提出が得られないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に申立人の名前を確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、前回の再申立ての際に申立人と一緒に勤務したことがあると供述した二人の同僚から、申立人の退職時期に係る新たな供述が得られたので、再度調査をしてほしいとしている。

このため、当委員会は、上記同僚の二人に再度照会したところ、二人は共に「申立人の退職時期は、昭和31年10月31日で正しいと思う。」と供述しているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除についての新たな供述は得られなかった。

また、被保険者名簿により、昭和29年に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち新たに生存及び所在が確認できた9人並びに申立人から新たに名前の挙がった同僚一人の計10人に対し、申立人の勤務状況について照会したところ、9人から回答が得られ、そのうち二人は、「申立人を知っているが、勤務期間及び厚生年金保険の適用については不明である。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 1 日から平成元年 10 月 21 日まで
申立期間①については、A社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間②については、B社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は昭和 55 年 11 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間①当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 4 人及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、生存及び所在が確認できた 12 人の計 16 人に照会したところ、回答が得られた 4 人全員が、「申立人と一緒に勤務した記憶はない。また、厚生年金保険の加入については、任意であった。」と供述していることから、申立期間①当時、当該事業所では、全ての従業員について一律に同保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間①において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿の整理番号に欠番も無いことから、申

立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和60年5月21日から平成元年3月25日までの期間は、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、オンライン記録により、平成2年1月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、平成10年10月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、当時、取締役であった事業主の妻に照会したところ、「会社は10年以上前に閉鎖しており、当時の資料は一切無いが、当社は、平成2年1月19日に厚生年金保険の適用事業所になったので、それまでは社長も私も国民年金に加入していた。申立期間②当時は、適用事業所に該当していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した平成2年1月19日に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得し、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、回答が得られた二人のうち申立人と一緒に勤務したと供述する一人は、「私は、昭和55年に入社し、申立人は私より4年後に入社したと記憶している。」と供述しているものの、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月15日から同年8月26日まで
申立期間について、A省の用船であるB丸(C社所有)に乗船し、D海域におけるE事業を実施した。同様の事業を行った昭和31年4月から同年6月までの期間の船員保険被保険者記録は確認できるが、申立期間の記録が確認できない。

申立期間についても乗船して事業を行ったのは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するF誌に掲載された申立人の事業報告書及びG誌の記述内容並びに複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において、C社が所有するB丸に乗船していたことは認められる。

しかしながら、当時の事業主(船舶所有者)は所在不明である上、商業登記簿謄本によると、当該事業所は既に破産していることから、破産当時の代表取締役等に照会したところ、「当時の資料は無く、申立人の乗船及び船員保険の加入状況については分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することができない

また、A省に当時のE事業の内容及び申立人が名前を挙げた当時のA省担当職員の所在について照会したところ、「E事業の内容については、当時の資料が無いため不明である。また、当該職員については、職員名簿により在籍していたことは認められたものの、現在の所在は不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所の当時の給与担当者に申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について照会したものの、当時のことはほとんど覚えていない旨回答していることから、具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間において当該事業所所有のB丸に乗船していたことが確認できる9人に照会し、8人から回答が得られたところ、このうち3人は、「申立人と一緒にB丸に乗船していた。」と供述しているものの、申立人の船員保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかった。

その上、当該事業所の船員保険整理番号順氏名索引簿及び被保険者名簿を確認したところ、申立人が申立期間において船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3613 (事案 2288 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 9 日から 41 年 10 月 17 日まで
② 昭和 42 年 2 月 6 日から同年 9 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①については A 社 B 事業所を退職後に、また、申立期間②及び③については C 社を退職後に、それぞれ脱退手当金を受給したこととなっているものの、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えもないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答をもらった。

今回、A 社 B 事業所の担当者と C 社の担当者の名前を思い出したので再度調査し、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①から③までの脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの 2 回にわたり支給済みと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難いこと、ii) 申立期間①と申立期間②及び③共に、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社B事業所の担当者とC社の担当者の名前を挙げてこれらの者に対する調査を求めているものの、これら事務担当者二人は、「申立人の退職時の詳細な記憶はない。」と供述していることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 10 月まで

平成 13 年 10 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は 12 年 4 月 1 日になっているので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、同社は平成 14 年 12 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役であった者も所在不明であることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 9 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち、申立期間当時に事務担当者であったとの供述を得られた者は、「申立人の退職事務手続を直接担当したが、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を平成 12 年 4 月 1 日に喪失した。」と述べている上、他の一人は、「B 部門で申立人の部下であり事務員であった。リストラによって、申立人と一緒に平成 12 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。」と供述しており、残る一人は、「私は、C 職であったところ、平成 12 年 7 月 6 日に D 職として商業登記簿謄本に登記され、A 社に係る裁判に会社を代表して対応していた時には、申立人は既に退職していた。」と述べていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人によると、当該事業所における厚生年金保険料納付を担当し

ていたとする当時のB職は、既に死亡しており、この者から申立人に係る同保険料納付の状況を確認することができる資料及び具体的な供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所が加入していたD厚生年金基金に照会したところ、申立人の加入員資格取得日は平成4年1月6日、同喪失日は12年4月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険被保険者資格の記録と合致する。

その上、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、平成4年1月6日資格取得、12年3月31日離職となっており、申立期間に係る同保険の加入記録は無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月頃まで
昭和 39 年 4 月にA社に入社し、B職の仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の供述、A社の近くに存在した同業他社の従業員の供述及び申立人が同社の次に勤務したC社が保管する申立人の昭和39年11月3日付け履歴書の記載から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「A社は、厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。私は当時、国民年金に加入していた。」と述べており、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い上、当該事業主は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる。

また、前述の同業他社の従業員は、申立人が姓のみを記憶している同僚がA社に勤務していたことを記憶しているものの、その者の名は不明であることから同人を特定することができず、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 10 日から平成 5 年 3 月 23 日まで
申立期間は、A社で、B職として勤務した。

当該事業所における報酬月額は、約 10 万円であったと記憶しているが、年金事務所の記録によると、7万2,000円から8万円となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和 62 年 12 月 10 日）の標準報酬月額が、当初 9 万 2,000 円と記録されていたものが、採用となってから約 10 か月後の昭和 63 年 10 月 7 日付けで遡及して 7 万 6,000 円に訂正されているのは不自然である上、平成 5 年分の源泉徴収票によると、同社の 5 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の給与支払額から算出される報酬月額は、約 10 万円であることから、申立期間の標準報酬月額は約 10 万円である。」と主張している。

しかしながら、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書によると、事業主は昭和 63 年 10 月 7 日付けで、当初届け出た申立人の標準報酬月額 9 万 2,000 円について、算出の基礎となった 1 日の勤務時間 6 時間を誤って 7 時間として算出したことを理由に、遡及して 7 万 6,000 円に訂正する旨を届け出たことが確認できる。

また、申立人と同じB職であったとする申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、申立期間当時、6時間勤務であった。」と供述している上、オンライン記録によると、この同僚は、申立人が採用となった昭和 63 年 12 月当時、申立人の遡及訂正後の標準報酬月額とほぼ同額の標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、別の同僚は、「A社では、7時間勤務の常勤者は、同社の前身であ

るC社から継続して勤務した者のみであり、A社となってからは、同社では7時間勤務者を採用しておらず、6時間以内の短時間の勤務者を採用していた。」と供述している。

加えて、申立人が所持している平成5年分の源泉徴収票に記載されている当該事業所に係る給与支払額について、当該事業所では、「申立期間当時の給与の支払い方法は、月末締め翌月10日支払いであった。」と回答していることから、同源泉徴収票に記載されている給与支払額は、申立人の主張する5年1月から同年3月までの3か月分の給与支払額ではなく、4年12月から5年3月までの4か月分の給与支払額であると認められるとともに、同源泉徴収票に記載されている給与支払額から推認できる標準報酬月額、オンライン記録とほぼ一致することが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 22 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 46 年 1 月頃から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 9 月 1 日から同年 12 月頃まで

昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 2 月 28 日までの 1 年間、A 市 B 局 C 事業所に非常勤職員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②及び③については、D 社の現場事務所に E 職のアルバイトとして採用され、申立期間②は同社 F 事務所、申立期間③は同社 G 事務所において、それぞれ勤務していたが、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、非常勤職員採用当初の雇用契約期間が 1 年間であったことから、昭和 44 年 3 月から 45 年 2 月まで A 市 B 局 C 事業所に勤務していたはずであると主張している。

しかしながら、A 市 B 局は、「関係資料が無く、申立期間①当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間①当時の上司及び同僚として名前を挙げた者 5 人のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会し、両人から回答が得られた

ものの、いずれも申立人の勤務期間を特定する供述は得られなかった上、申立期間①における厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的な供述も得られなかった。

さらに、A市B局では、「非常勤職員の雇用期間については、現在と同様、特に雇用期間を更新する必要があると判断する場合を除き、原則、6か月以内である。」と回答しているところ、同市B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人が同市B局における被保険者資格を取得した昭和44年3月3日前後の43年11月から44年4月までの期間において、被保険者資格を取得している非常勤の女子職員が18人（申立人及び申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）確認でき、このうち生存及び所在が確認できた11人に照会し、7人から回答が得られたところ、申立期間①当時の記憶がないとする者2人を除く5人は、「非常勤職員の雇用期間は、原則6か月以内が採用条件であり、雇用期間が6か月を超えるような場合には、勤務先を異動することが条件とされていた。」と供述しており、当該5人のうち4人については、被保険者原票において、勤務先の異動は確認できないものの、被保険者期間が6か月を超えて継続していることが確認できる。しかし、申立人は、「雇用期間を更新した記憶はなく、勤務期間中に職場を異動したこともない。」と供述している。

加えて、申立人は、「A市B局における退職日を具体的に記憶していないが、同市B局を退職した2か月か3か月後に民間会社に勤務し、そこに約1年間勤務した。」と供述しているところ、被保険者原票及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和44年9月22日に同市B局における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、45年1月1日から同年12月30日までの約1年間、他の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの記録は、申立人の供述と符合している。

- 2 申立期間②及び③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②及び③のうち、昭和46年2月24日から同年12月15日までの期間については、勤務先の現場事務所は特定できないものの、D社H支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社は、「本社及び支店採用の社員は、全て社会保険に加入させているが、支店及び現場事務所が独自に採用した短期雇用者については、各支店が雇用保険の加入手続だけを行っている。また、当社では、本社が支店を含めた社員全員の社会保険関係業務を一括処理しており、本社において社会保険管理台帳を作成の上、社員ごとの記録を管理しているが、同台帳には申立人に該当する記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②当時の上司及び同僚として6人の名前を挙げているところ、唯一生存及び所在が確認できた者は、「申立人とはD社F事務所に勤務していた時に一緒であった。私は、正社員として現場事務所の経

理事務を担当していたが、短期雇用のアルバイトとして勤務していた申立人の給与から厚生年金保険料を控除した記憶はない。」と供述している上、申立人が申立期間③当時の上司及び同僚として名前を挙げた二人については、いずれも姓のみを挙げており、個人の特定ができないことから、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる供述が得られなかった。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②及び③において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、健康保険の整理番号に欠番は無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで
② 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務し、B業務に従事していた。

また、申立期間②は、A社の取締役であった者が昭和 49 年 3 月に独立し、C社を開設したことから、私も同事務所開設と同時にA社から移籍し、50年8月まで勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人及び元同僚の具体的、かつ詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、この後、申立期間②においてC社に勤務していたことは推認できる。

2 申立期間①について、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる上、平成 19 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人の元同僚であり、申立人がA社の実質的な代表者として名前を挙げている者は、「私は、法人化前のA社の代表を務めていたが、昭和 46 年 4 月にD学校のE職に採用されたことから、同事業所の代表を辞職した。この後、同事業所の法人化に伴い私の母が代表取締役に就任しており、申立

期間①当時の事業主でもあった。当時の常勤の従業員は申立人を含めて3人であり、従業員に健康保険及び厚生年金保険を適用させることを考えたことはなく、給与から厚生年金保険料も控除していない。従業員に健康保険及び厚生年金保険を適用させることとなったのは、58年4月に代表取締役が私の母から義弟に交替した後のことである。」と、申立期間①の状況について具体的に供述しているところ、同人の母は、オンライン記録により、申立期間①における厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時の上司及び同僚3人の名前を挙げているところ、当該上司は既に死亡しており、他の同僚3人については、申立人が姓しか記憶していないことから、個人を特定することができないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができない。

- 3 申立期間②について、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は見当たらない。

また、C社の事業主は、申立人が申立期間①において勤務していたA社の取締役でもあるが、同人は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、C社が法人登記されていたことは確認できないとともに、申立人は、「C社は個人経営の事業所であり、従業員は、所長と私の二人だけであった。」と供述していることから、同事務所は、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえる上、申立人は、任意適用事業所となることに同意した記憶がなく、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶もない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3619（事案 552、1424 及び 2080 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）C支店で勤務していた。当時は毎年4月に昇給しており、また、高度経済成長時代でもあったので、申立期間の標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないので調査してほしいと再度申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

昭和 50 年の「資格・賃金通知書」により、同年4月からの本給額が 16 万 7,000 円であることが確認でき、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の標準報酬月額は昭和50年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるが、申立人から提出された「資格・賃金通知書」により申立人の基本給は確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、ii) 被保険者名簿によれば、申立期間の直前の49年9月1日改定の標準報酬月額が、その前の48年8月1日改定の標準報酬月額に比べ6等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の50年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、iii) 被保険

者名簿によると、申立人の50年10月1日改定の標準報酬月額は、48年8月1日より3等級上がっていることが確認できることから、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できる上、申立人の厚生年金基金加入台帳に記載された標準報酬月額も被保険者名簿で確認できる記録と合致していること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、被保険者名簿により、50年10月1日において同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者5人のうち3人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、v) 申立人が同社から入手した試算資料について、同社では、「当該資料は、申立人に対して和解のために提示した試算資料であり、当時の資料は保存されておらず、賃金台帳等による申立人の厚生年金保険料控除額に基づき作成したものではない。」としていること、vi) 申立人が前述の者に加えて名前を挙げた同僚5人全員についても、同年10月1日前後の標準報酬月額は申立人と同様に推移していることが確認できることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け、同年10月30日付け及び22年6月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立人が主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを示す新たな資料を提出することなく、「昭和50年の資格・賃金通知書により、同年4月からの本給額が16万7,000円であることが確認でき、そのほかに手当も支給されていたことから、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、標準報酬月額を訂正してほしい。また、標準報酬月額と給与支給額との差異を数値で回答願いたい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 10 日から 32 年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）で勤務していたが、結婚前に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、勤務の開始時期は特定できないものの、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「申立期間当時の資料は既に廃棄されており、確認できるものはない。」と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち生存及び所在が確認できた4人、オンライン記録により当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる二人及び申立期間に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる5人の計11人に照会したところ、8人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、上記8人のうち、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「会社での厚生年金保険の加入は、入社後一定期間を経て、勤務が継続できそうだと社長が判断した者を加入させており、人それぞれで加入時期が異なっていた。」と供述しているところ、そのうち一人は、自身が記憶する入社時期からオンライン記録により確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得時期までに約1年間

の期間を要しているとともに、申立人が、「会社における先輩であった。」と供述している二人の同僚についても当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和32年9月1日であることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 16 日から 55 年 9 月 22 日まで
② 平成元年 9 月 18 日から 5 年 8 月 7 日まで

申立期間①については、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与月額より低いので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、B社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与月額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額が、実際の給与月額よりも7万円から8万円低い。」と主張している。

しかしながら、A社では、「申立期間①当時の資料については、法定の保存期限が経過しており、現存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、当該事業所は、「申立期間①当時のことは明確には分からないが、入社時点ではほかの同僚と給与が大きく異なることは考え難く、また、入社後は手当が加算されることはあったと思うが、勤続年数も短い中であって、基本給がほかの同僚と大きく変わることは考え難い。」と回答しているところ、オンライン記録により、当該事業所で申立人と同日の昭和52年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる18人の標準報酬月額について見ると、申立人と同額又はほぼ同額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるとは認められない。

さらに、申立期間①について、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、企業年金連合会から提出された申立人のA厚生年金基金に係る「中脱記録照会（回答）」の写しにより確認できる標準報酬月額と合致している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「標準報酬月額が、実際の給与月額よりも7万円から9万円低い。」と主張している。

しかしながら、B社では、「申立期間②当時の資料について、保管期限の経過により保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人及びオンライン記録により、当該事業所で申立人と同日の平成元年9月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる6人の計9人について、その標準報酬月額を見ると、申立人と同額又はほぼ同額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるとは認められない。

さらに、申立期間②について、申立人の当該事業所に係るオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、企業年金連合会から提出された申立人のC厚生年金基金の「中脱記録照会（回答）」の写しにより確認できる標準報酬月額と合致している上、当該事業所から提出された申立人に係る「喪失者保険台帳」の写しに記載された入社時点及び退社時点の標準報酬月額も、それぞれの時点において合致していることが確認できる。

- 3 申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。